

上野原市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針

平成17年 4月19日

平成23年11月24日改正

1 目的

この指針は、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第6号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法第244条に規定する公の施設の管理を、法244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に行わせることに関し、上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年6月30日条例第205号）及び上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年6月30日規則第152号）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものである。

上野原市においては、所管する施設の目的、性格及び運営状況等を調査し、積極的に指定管理者制度の導入を図っていくものとする。

また、各施設への指定管理者制度の導入にあっては、住民に必要な情報提供を行い、透明性を確保しながら実施するものとする。

3 施設の性格等に基づく分類

指定管理者制度の導入にあっては、市の公の施設を次の3つに区分し対応を図る。

(1) 制度導入時に管理委託している公の施設

現在、管理委託契約により管理委託している施設は、所管する施設の目的、性格及び運営状況等を調査し、制度導入が可能なものには積極的に指定管理者制度の導入を図っていくものとする。

(2) 制度導入時に直営で運営している施設

① 経過措置期間以降に導入を予定している施設

現在、直営であるが、将来指定管理者制度が望ましい施設については、積極的に検討し早期導入を図る。

② 直営で管理運営する施設

施設の性格等から指定管理者制度に適さない施設及び個別法（道路法・河川法・下水道法・学校教育法等）により、法律において管理主体が限定されてい

る施設は直営とする。しかし、各施設が提供するサービス内容を精査し、業務委託や市民団体との協働等様々な方法を検討し、住民サービスの向上と経費の削減に取り組んでいくものとする。

また、公共サービスにおける行政・市民・民間企業の役割分担のあり方を再検討し、民間と一体になった公共サービスの取り組みを目指す。

(3) 新規に開設する施設

原則として、指定管理者制度の導入を前提に計画する。

4 指定管理者の選定方針

指定管理者の選定については、民間事業者を含め原則として公募する。ただし、資格が必要なものや施設の性格が特別なもの等、特に必要がある場合には、条件を付して公募することができるものとする。

また、市民や地域の活動拠点になる施設については、事業効果等を検討のうえ指定管理者に該当する市民団体を含め公募をする。

5 指定管理者選定の手続き

(1) 公募について

- ① 公募は、告示、広報及びホームページ等により、事前に十分な情報提供を行う。
- ② 公募の期間は原則として1ヶ月程度とする。
- ③ 施設の情報を提供するため募集要項を作成する。なお、募集要項の記載事項は次のとおりとする。

施設名、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の範囲、指定期間、法令等の規定、利用料金制の有無、応募資格、応募方法、選定方法、その他必要事項

- ④ 公募により選定する場合は、上野原市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、候補者の選定について市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）に意見を述べるものとする。

(2) 指定管理者の選定及び指定について

- ① 選定にあたり公平・公正な評価を行うため、審査会を設置する。なお、審査会の委員は、市長から任命された副市長、職員及び原則として部外有識者を加えた6人以内の委員をもって組織する。
- ② 審査会には、審査会を代表し、会務を総理する委員長を置き、委員長には副市長をもって充てる。
- ③ 審査会においては、書類審査及びプレゼンテーション等を実施し、施設に応じて必要な審査方法を採用することとする。
- ④ 市長等は、審査会で審議した結果報告をもとに指定管理者の候補者を選定する。

- ⑤ 市長等は、選定した候補者を議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 指定管理者選定の特例

次の場合については、上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができるものとする。なお、この場合においては、担当課は候補者が提出した書類を審査し、関係部署に協議し、市長等の決裁を受けるものとする。ただし、市長が必要と認める場合には、審査会に準じた審査を行うため、市長から任命された副市長並びに職員で組織した審査会に諮るものとする。

- ① 施設の設置目的や性格等を考慮し、特定の団体に管理させることが適当であると判断される施設の場合
- ② これまで管理委託を行ってきた施設で、今後も同団体に管理を委ねることが、施設が提供するサービスの性格上、適当であると判断される場合
- ③ 次の場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなくてはならない場合
 - ア 公募による応募がない場合
 - イ 選定の結果、適当な事業者がない場合
 - ウ 指定の取り消し、指定前の辞退、指定対象者に著しく不適当と思われる事情が生じた場合

6 指定管理者指定後の手続き

- ① 議会の議決後に指定管理者と協定を締結する。
- ② 指定期間は、原則として3年から5年の範囲とする。
- ③ 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

指定期間、事業計画、管理基準、利用料金、業務報告及び事業報告、管理費用、指定の取り消し及び管理業務の停止、個人情報保護及び情報公開、危険負担、その他市長等が必要と認めるもの

7 利用料金制の採用

利用料金制の採用にあつては、指定管理者制度を導入する施設ごとに検討を行い、利用料金制を採用することによりサービスの向上が見込まれるとともに、効果的・効率的な管理運営が期待できる施設については、原則として導入する。

8 事業報告

- ① 指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を提出するものとする。なお、事業報告書への主な記載事項は、次のとおりとする。

管理業務の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績、管理経費等の収支状況、
その他指定管理者による管理の状況を把握するため市長等が必要と認める事項

- ② 施設の所管課は、指定管理者からの事業報告により管理業務及び経理の内容等を
審査し、必要に応じて適切な指示を行うこととする。また、必要があるときは、指
定管理者経営審査会（選定審査会が兼ねる。）に報告し、評価を行い指定管理者への
指導を行うものとする